

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和7年5月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400585号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2500002号

第1 結論

平成14年6月から平成15年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年6月から平成15年2月まで

請求期間の国民年金保険料については、督促状が届き、平成15年3月12日に就職した後に、コンビニエンスストアで一括納付した記憶がある。領収書は保管していないが、間違いなく納付したはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、平成15年3月12日に就職した後、コンビニエンスストアのA店又はB店でまとめて保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、日本年金機構は、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませたバーコード情報記載の領収済通知書及びコンビニエンスストア本部が備える店舗ごとの国民年金保険料納付受託記録簿の保存期限はいずれも3年を経過する年度末までであることから、請求期間に係る調査は不可である旨回答している。

また、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の納付は、平成16年2月以降に作成された納付書により可能となったところ、請求者は、請求期間に係る保険料の納付時期についての記憶が明確ではない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

加えて、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の領収書を保管しておらず、ほかに請求者が請求期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400615号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2500003号

第1 結論

昭和59年*月*日から平成元年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年*月*日から平成元年4月1日まで

請求期間当時私は大学生であり、昭和59年*月頃に父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。しかしながら、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間において大学生であったことから、請求期間は国民年金の任意加入の対象となるところ、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況について不明である。

さらに、請求者が、請求期間当時の住所地であったとするA市B区及び同市C区は、請求者について、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況に係る資料はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400586号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月16日から同年10月1日まで

私は、請求期間に、派遣元のA社からB社に派遣され継続して勤務し、派遣元から給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間については、派遣元事業所から派遣されたB社でスーパーバイザーとして申請データの審査登録業務を行い、同社に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料の保管がなく、請求者の派遣労働者としての登録及び厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答しており、派遣先事業所であったとするB社も、請求期間に請求者が派遣労働者として継続して勤務した期間があったかどうかは不明と回答している上、請求者は、請求期間当時の派遣元及び派遣先事業所の担当者並びに同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に照会することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の請求期間に係るA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間直前の事業所に係る支給台帳全記録照会によると、請求者は平成20年3月28日に求職の申込みを行い、請求期間中に、平成20年4月4日から同年7月2日までの求職者給付の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、A社が加入するC健康保険組合は、請求者に係る同組合の加入記録はない旨回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間は、国民年金の被保険者期間であり、当該期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。